

平成27年第2回定例会議事日程（第4号）

平成27年6月23日（火）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第29号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第33号 工事請負契約の締結について（吉富町営山王団地解体・建設工事（第3工区の1））
- 日程第5 議案第34号 工事請負契約の締結について（吉富町営山王団地解体・建設工事（第3工区の2））
- 日程第6 意見書第1号 「安全保障関連法案の審議に当たり慎重な取扱いを求める意見書」（案）

平成27年第2回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 平成27年6月23日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 6月23日 10時00分
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会 計 管 理 者 (兼 務)	奥田 健一
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	江河 厚志	健 康 福 祉 課 長	上西 裕
企 画 財 政 課 長	奥田 健一	産 業 建 設 課 長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上 下 水 道 課 長	赤尾 肇一
教 務 課 長	田中 修		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	守口 英伸

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、改めておはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、山本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 委員長報告

○議長（若山 征洋君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

議案第29号について、総務文教、福祉産業建設の各委員長から順次報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（岸本加代子君） 8番、岸本です。

総務文教常任委員会審査報告、1、議案第29号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について所管事項、去る6月11日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第29号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、国庫支出金の土木費補助金、社会資本整備総合交付金（町営住宅分）は、別府団地の分だと本会議で答弁いただきました。これから申請するので決定ではないと聞きました。補助対象額は幾らになるのですか。

歳入の内訳としては、国費と県費と一般財源が入るのですか。

繰入金地域福祉基金繰入金は放課後児童クラブ室棟の建築に充てるということなので、その説明をお願いします。

総額（工事額）が7,500万円と、放課後児童クラブ室棟建築工事監理業務委託料556万円、合わせて8,056万円となり、繰入金6,431万6,000円以外を何か充てるのでしょうか、どこから入るのですか。

非常備消防費の備品購入費はデジタル受令機だと本会議で説明がありましたが、もう一度説明を求めます。

以前、消防の備品の中に携帯無線というものを取り入れてやると防災の備品の充実につながるのではないかと話をしたかと思いますが、それに対して考慮はされたのですか。

個別の無線機で分団同士が役場の防災本部と個別の連絡にも資するという事で意見を言ったと思いますが、それについては、その時期ではないということですか。

第2分団消防車庫解体工事について、本会議では地域の方々と相談の上ということでした。例えば、どういうものが考えられますか。何平米あるかしれませんが、地域の方に投げかけるとか、執行部に考えがあれば聞かせてください。

消防団車庫があったところの所有者は誰ですか。

81.62平方メートルのものをどういうふうに跡地利用するかは地元の方々に投げかけますということでした。今聞くと個人所有だということなので、個人所有でそういうことができるのですか。今までの賃貸契約があるとかはなかったということですか。50年以上前の話ですから、登記漏れかどうかもはっきりわからないと。はっきりしていただくようお願いします。

文化財移設料は画期的だと思います。小笠原灯籠の移転費を町が負担することになったが、これまでの経緯を聞かせてください。寄附ということで、移設料は町が負担することになったのですか。非常にありがたいが、歴史的、文化的価値があると認めたのは誰ですか。

小笠原公墓前祭が今年350年忌でした。町長はその席で、飛散したものを全て集めたいと話をしていました。町長の考えを聞かせてください。

社会教育費で講演会出演委託料が計上されているが、毎年定期的にやっていることではなく、具体的に決まったので補正予算に出したのですか等々の質疑がなされ、意見では、社会教育費で文化財移設料がついて予算がついたことは非常によかったと思っているが、別府団地の解体工事、放課後児童クラブの件、補助金をいただくようになっていますが、まだ内容がよくわかりません。説明不足の点が多々あるように思います。よくわからないところがありますので、この点については保留したいと思います。積極的反対ではないが、反対せざるを得ません等の反対意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 福祉産業建設委員長。

○福祉産業建設委員長（横川 清一君） 議員席5番、横川です。福祉産業建設常任委員会審査報告を行います。

1、議案第29号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について所管事項去る6月11日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第29号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、放課後児童クラブ室棟建築工事関係の総予算は幾らになるのですか。また、補助率を教えてください。

このくらいの大きさのものをつくる時の国の基準はどれくらいなのですか。マックスの2,442万7,000円でつくったほうがよくはないのですか。一律2,442万7,000円が上限と国が示したのですか。総工費が約8,000万かかるが、それから2,442万7,000円を引いた約5,500万円の財源は何ですか。

音楽療法士等報償費の詳細説明を求めます。

児童福祉総務費の植木手入れは、今までもあったのですか。

子育て支援センターテラス塗装工事について、耐震診断等をしたばかりだが、そのときに気づかなかったのですか。

こどもの森への公用車の購入費は、買いかえの基準があるのか、古くなったから買うのか、なかったところに購入するのですか。

農業費に上がっている公用車購入費は、走行距離の関係での買いかえか、なかったところに購入するのですか。

道路橋梁費、町道新設改良工事は、狹隘道路計画に沿って今後も進めていくということですか。

今後も4メートル、5メートル、6メートル、6.5メートル幅の道路で進めていくのですか。6.5メートルではなくて6メートルですか。

別府団地の総工費と補助率を教えてください。

別府団地のプランは一つしか出てこなかったのですか。誰が決めたのですか等々の質疑がなされ、意見では、放課後児童クラブについても、歳入と歳出の全般のバランスというか、若干まだ納得ができないということ。別府団地の件も大体9億円から10億円と、こちらの分もこれぐらい費用をかけてまでつくるその費用対効果、先日も議会の答弁で、町民が住むことに関して費用対効果という説明を聞きました。いささかおかしいかとは思いますが、本来の町営住宅というのは、いわゆる低所得者に対する最低限の保障というものが前提だと思しますので、こちらについて私は納得しがたく賛成できませんので、反対といたします等の反対意見があり、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、委員長報告を終わります。

日程第3. 議案第29号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第29号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

教務課長より事前に発言の申し出がありますので、これを許可します。教務課長。

○教務課長（田中 修君） 11日の本会議での答弁の訂正をお願いいたします。

議案第29号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）、山本議員の役場庁舎玄関手すり設置工事の関連質問での答弁で、「体育館、武道館の入口と、玄関から館内へはスロープと手すりを設置しています」と答弁いたしましたが、体育館は、玄関から館内へはスロープとは別に手すりを設置しておりますが、体育館、武道館ともに入口と、玄関から館内へのスロープにつきましては手すりを設置していませんでしたので訂正をさせていただきます。今後は確認して答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 会議を進めます。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議席2番、山本です。

議案第29号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）に対して、私は下記3点の理由により、反対を行います。

1つ、3款民生費の放課後児童クラブ室棟建築工事であるが、総工費が8,500万円を超え、国が示す基準額である2,442万円より大きく逸脱し、国と県の補助金約1,600万円を差し引いた分の町の持ち出しが約7,000万円と、かなり豪華な室棟となることが想定をされる。こんな豪華な建物を建てるより、もっと中身で、この放課後児童クラブに通う子供たちの教育に税金を投入すべきではないのか。また、小学校の空き室利用などの活用努力も見られず、現時点で賛成することはできない。

2つ、6款農林水産業費のは場整備調査設計業務委託料だが、ここは地権者から要望が出ており、早急に進める必要があることは承知しているが、まだ県の補助率も受益者負担率もわからず、以前の計画では対象が35名、10ヘクタールであったのが、今回は24名、6ヘクタールと縮小されており、残された地権者に十分な説明と同意をとる努力を続けてきたのか疑問である。

また、今回の対象である地権者には、十二分の説明と同意を得た上で行っているのかもわからず、本来目的である労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備することであるのか、不安感が払拭できずに賛成しかねる。

3つ、8款土木費の別府団地建設工事関連費であるが、山王団地に引き続き、35戸で総工費9億円強と超豪華けんらんな計画である。単純に計算すると1戸当たり3,000万円の税金の投入となる。こんな住宅政策でいいのか。本来の目的である、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する公営住宅の趣旨から大きく逸脱した内容である。

また、町債など、現在、吉富町が置かれる借金総額25億円強に対する財政的な裏づけも不明瞭なままでの着工に対しては、賛成することはできない。

以上の理由から反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議員席3番、太田です。

議案第29号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について賛成討論をいたします。

8款土木費5項住宅費2目住宅建設費13節委託料の別府住宅建設工事設計業務委託料に関して、別府住宅は築四十二、三年経過しており、かなり老朽化も進んでおります。地震が来れば、いつ倒壊してもおかしくないような建築状況になっております。別府住宅に入居されてる方々は、今か今かと新しい住宅ができるのを首を長くして待っております。

また、新しい町営住宅ができることで町のシンボリックな建物にもなり、人口増の起爆剤へとつながると思い、まさにこれこそが吉富創生だと思い、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） ほかに反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 7番、是石です。反対討論いたします。

平成27年度一般会計補正予算（第1号）反対討論。

8款土木費5項住宅費別府団地建設工事実施設計業務委託料が提案されています。これまでに、吉富町は半世紀前当時の住宅不足などの社会情勢により、当時の住民ニーズに応え、町営住宅を建設してきました。

町長は、町営住宅建替事業の目的を、この建設当時と同じように住宅困窮者住宅と位置づけております。

人口問題、地域間生き残り、活力あるまちづくりを進めるため、定住化促進施策の充実を推進し、住環境の整備と町営住宅施策の目的とをあわせ持つ、公平公正な今日的住宅施策とはほど遠い、豪華な計画としか言えません。このような別府団地建設計画は速やかに撤回し、総合計画に示すような定住化促進施策に合致する計画に変更すべきだと考えます。

よって、このような住宅費が計上されています一般会計補正予算に反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 議員席5番、横川です。賛成討論を行います。

今年度の補正予算（第1号）については、地方創生を語る上で、この時期、大変重要な施策が含まれております。各自治体との差別化を図るためにも、この新しい施策を一刻も早く進めていただきたい。迅速、誠実、確実に、同僚議員の同意を求めながら、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3つ、理由があります。

一つは、本予算には、ほ場整備調査設計業務委託料として677万2,000円が計上されています。ところが、ほ場整備事業そのものが、国、県に手を挙げてはいるものの、県の補助率も決まっていない状況です。したがって、町がどれだけの支出をするかも定かではありません。地権者の負担も、事業に必要な反当たり100万から200万の10%という、倍の開きのある額となっています。仮同意は100%とのことですが、自治体が税金を使ってやる事業としては精密さに欠けると考えます。私は、ほ場整備事業そのものには反対ではありませんが、こうした状況の中で、今回計上されておりますほ場整備調査設計業務委託料の計上は早計だと考えます。

それから、同僚議員の指摘のありました学童クラブ室棟の建築ですが、これについては空き校舎の利用等を図りながら実態をよく見ること、そして実際に室棟の建築が必要であった場合には、身の丈に合ったものを建築するべきだと思います。

さらに、別府住宅の建て替えについては、先ほど同僚議員からも指摘がありましたように大変古い建物で、住宅の皆さんが本当に首を長くして待っていらっしゃることもよく存じております。

しかし、住民の皆さんから聞いたところによれば、住民を対象にした説明会は1回と聞いており、これは不十分であると思います。高齢化が進む中でどういう建物が望まれているのか、もっと聞いて調査もしながら実行していくべきではないかと思います。

この3つの理由によって、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） ほかに討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席4番、梅津です。

歳出のところ、6款農林水産業費のところ、ほ場整備設計業務委託料が上がっています。これは地元で農業に従事する方々の要望に基づいたことを反映したものだというふうに私は理解しております。今、農業従事者が置かれた立場は、すさんでいく田んぼ、担い手がない荒れ果てた田んぼがふえつつある中で、地元農業従事者、また田んぼ所有者の切なる思いを反映しての予算措置だと思い、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の補正予算に対する附帯決議を動議として提出いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成者は。この動議には賛成者がありますので成立いたしました。

ただいま、山本議員から、議案第29号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議についての発議が提出されました。この動議は、他に1人以上の賛成者がありますので成立しました。

お諮りいたします。ただいま、山本議員外1名から提出のありました議案第29号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議についての件を、この際、直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議についての件を、直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

事務局に議案の配付をいたさせます。議案配付のため、暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

.....

午前10時26分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（守口 英伸君） 発議第2号、議案第29号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議について。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提出者に説明を求めます。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。議案第29号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議。

平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）の執行に当たり、依然として厳しい財政運営に変わりがないことを念頭に、1つ、ほ場整備計画は地権者へ十二分な説明を行い、また、不安を払拭する努力を行い、十分な理解のもとで進めること。

2つ、放課後児童クラブ室棟建築及び別府団地建設工事実施設計は、議会への事前説明と経過

説明を十分に実施すること。

また、国や県の補助対象基準額を参考にした内容で実施すること。これらの配慮を十分行った上で実施すること。

以上を十分注意し、慎重に取り組まれよう強く求めることと決議する。

こちら漢字が、「慎重」が「慎慎」となっておりますので、こちらのほうの訂正をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 7番、是石です。賛成討論いたします。

反対討論の中で、私が述べたことが一部入っております。別府団地建設工事実施設計についての件であります。よって、この附帯決議に賛成をいたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席4番、梅津です。今、議会始まって配られたこの文書を見て、まさにそのとおりだと思いますが、私としましては、今、見られても、賛成した立場からこのことを考慮するには十分な時間がないと考え、保留とし、反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 賛成多数であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第33号 工事請負契約の締結について（吉富町営山王団地解体・建設工事（第3工区の1））

日程第5. 議案第34号 工事請負契約の締結について（吉富町営山王団地解体・建設工事（第3工区の2））

○議長（若山 征洋君） 次に、本日追加提案されました日程第4、議案第33号から日程第5、議案第34号の2議案を一括議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（守口 英伸君） 議案第33号工事請負契約の締結について（吉富町営山王団地解体・建設工事（第3工区の1））。

議案第34号工事請負契約の締結について（吉富町営山王団地解体・建設工事（第3工区の2））。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、おはようございます。本日、工事請負契約案件2件について追加提案し、御審議をお願いいたします。

提案理由について御説明申し上げます。

議案第33号は工事請負契約の締結についてであります。

吉富町営山王団地解体・建設工事（第3工区の1）について、去る6月16日に入札会を行い、議案書にありますとおり有限会社麻野鉄工建設興業が落札し、契約相手予定者に決定しましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号は工事請負契約の締結についてであります。

吉富町営山王団地解体・建設工事（第3工区の2）について、去る6月16日に入札会を行い、議案書にありますとおり株式会社寺岡組が落札し、契約相手予定者に決定しましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案については、行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第4、議案第33号工事請負契約の締結について（吉富町宮山王団地解体・建設工事（第3工区の1））を議題といたします。

これから質疑を行います。本案に対しての質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。今回の工事請負契約の締結に対する議案について質疑を行います。

一つが、指名業者の選定理由と、もう一つは、今回、第3工区の1と2、これで最終工区となるかと思うんですが、最終的に総工費と総工費当たりの平米数、平米当たりの単価が幾らになったのか、そちらのほうをお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

業者の選定でございますが、吉富町建設工事指名競争入札参加者の格付及び選定要綱第7条第1項の規定により選考された業者5社を指名しております。

なお、単価の件でございますが、解体・建設工事を入れての金額となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 契約金額4,482万円でございます。その中につきましては解体・建設工事の総トータルで契約しておりまして、個別の平米当たり幾らという、そういう数字は、契約書は出ておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の入札に当たって最低制限価格は設けたのかどうかということと、設けたならば、それが幾らかということ。

それから、設計書というのですか、資料いただいたんですけれども、一つ聞きたいのは、浴室内の設備、例えば浴槽や風呂釜とかは設置されているんでしょうか。

それから、今の同僚議員の質問の中にありました平米当たりの単価なんですけど、私が聞きたいのは建設のほうです。建築というか解体ではなくて、それは幾らかというのは出ないんですか。それが知りたいなんですけど。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 最低価格は設けておりません。平米数は幾らかという問題でございますが、今回は工事請負契約の締結についてというのを上程しております関係上、個々の金額ですね、当初予算のときに慎重に審議していただいております予算の範囲内で行っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

資料に詳しい平面図をつけております。それ、ごらんになっていただいたらすぐわかるんですが、浴室等の外には温水器の図面がありますから、もちろん、ついております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 最低制限価格を設けなかった理由は何でしょうか。

それから、もう一つ、先ほどの浴槽と風呂釜の件なんですけども、ほかの町営住宅にはないですよ、浴槽も風呂釜も個人持ちで、後で設置しなければならなくなっているかと思います。ですから、山王の場合は、それが設置されているところを見ると、それに関する必要経費は個人が払うのでしょうか。

それからもう一点、駐車スペースがあるんですけども、例えば幸子団地あたりは駐車料の料金が取られますよね。この駐車スペースについては家賃の中に含まれるのか、別に取りられるのか。

それからもう一点、家賃ですね、山王住宅の家賃。もちろん所得に応じて若干変わってくると思うんですけど、その基準となるのは幾らなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、その質問は予算審議のときの質問だと思います。

○議員（8番 岸本加代子君） 私、今2回目なんですけど、座ったままでいいですか。

○議長（若山 征洋君） それで、契約のときの質問とはちょっと違いますので。

○議員（8番 岸本加代子君） じゃあ、3回目で行きます。ちょっと、お聞きしたら……。

○議長（若山 征洋君） 立って言ってください。岸本議員、どうぞ。

○議員（8番 岸本加代子君） 立ったら3回目になるから。最低制限価格を設けなかった理由をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

予定価格を上限に最低価格を設けない理由ですが、事業者の努力等により1円でも安い建物を建てていただくという面で、最低は設けてはおりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私は、契約の締結についての審査というのは、その契約の内容、つまり、今回の場合でいえば解体と建築工事の内容、このことも含まれると思います。ですから、聞いてるんです。そういう立場で聞くんですけども、いかがでしょう。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。これ、ちょっと私は物の本を読むんやけど、もう全て入札が終わって、契約の段階ですから、ちょっと質問が離れてるんじゃないかと思うんですけど。横川議員。

○議員（５番 横川 清一君） 休憩動議を提出します。

○議長（若山 征洋君） 賛成者は。（「賛成」と呼ぶ者あり）休憩動議は成立しました。

暫時休憩いたします。再開は１０時５５分ぐらいでいいですか。１１時にしましょうか。（発言する者あり）１０時５５分までです。

午前10時43分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（若山 征洋君） ちょっと時間早いようですけれど、全員そろいましたので、休憩前に引き続き再開いたします。

そのほか質疑はありませんか。是石議員。

○議員（７番 是石 利彦君） ７番、是石です。第３工区の１の部分です。民間の方が、今、便宜上使用している通路がございます。資料３のところに、公園でしょう、その横に３LDKの建物が記載されておりますが、その横、この通路について説明をお願いいたします。（発言する者あり）もう一度お願いします。説明できないの。

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。再開は１０時５５分です。

午前10時52分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

是石議員。

○議員（７番 是石 利彦君） 予算審議のときに聞いたことと同じ内容は聞けないということのようでありますんで（「違います」と呼ぶ者あり）違うんですか。

要するに、これの今、私が指摘したところが、この入札結果の中に含まれているのかどうか、それでよろしいんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） もう一度言ってください。

○議員（７番 是石 利彦君） もう一度。要するに、今、私が指摘する民間の方が便宜上使用している通路というんでしょうか、道じゃないというらしいんです。でも道ですよ。これを、これからはずっと、この方は使えるんでしょうか。それと、代がかわっても使えるのかどうかとか、そういうことを聞きたかったわけですが、これでは聞かれないちゅうことなんです。今言った入

札の中に、これは含まれているのかどうか、それについて説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 里道のことを言いよるんですか。

○議員（7番 是石 利彦君） 里道じゃありませんよ。わからんでしょ。だから、私、説明しよったんじゃから。今、民間の方が……。

○議長（若山 征洋君） 起立してください。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 民間の方が、便宜上、通路としてお使いになってるところは通路じゃないと。町道でもないし、この図面でいきますと公園内になるんでしょうか、その黒い線で仕切った理由とか、そういうことが説明ができるのかと思ったんですが。この黒い線で、したのはどういうことですか。破線が横、それを何か……。

○議長（若山 征洋君） 課長は説明できる。

○議員（7番 是石 利彦君） 答えられる。

○議長（若山 征洋君） 課長、どうしますか。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

そこに資料ナンバー3をつけております。その3ページ目に第3工区の1というところの施工区分図をつけております。その黒く表示してるところ、そこが全体の施行する場所でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） それじゃ、この図面の説明をお願いします。ちょっと字が小さいんでよくわかりませんが、間違ったらごめんなさい。隣地境界線と書いてあると思うんですが、黒い実線の部分です、太線のところ。隣地境界線が2つ、両サイドにあります。これはどういうことかなと思ひまして、要するに西側のほうは木造平家建て建設3LDKの敷地ということなんでしょうか。片方のほうは、今度は緑地帯というんでしょうか、遊歩道とか何か書いてありますが、それから墓地がありますが、墓地との隣地境界線。これは明確に隣地として、地区の墓所との境界線を明確化してあるんだらうと思ひます。したがって、ここにある2本の隣地境界線は何のためなんだらうかと思ひました。その辺がちょっとよくわからんで、実線の隣地境界線の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。それは予算のときに説明を……。

○議員（7番 是石 利彦君） こんな図面、なかったでしょ。今度、初めて見たんですよ。ありましたか。これは議長が言って出してくれたんですよ。

○議長（若山 征洋君） そうです。

○議員（7番 是石 利彦君） それまでなかったんですよ、最初の予算のとき。

○議長（若山 征洋君） いや、でもね、今のあなたがおっしゃってる内容は、予算審議のときに

聞くべきじゃないかと思います。

○議員（7番 是石 利彦君） だから、こういう図面はなかったやないですかっち言いよるんです。

○議長（若山 征洋君） ないでも、予算のときに聞くべきじゃないですか。

○議員（7番 是石 利彦君） こういう図面は知らないんですから。

○議長（若山 征洋君） 予算の審議のときに、図面もらわなかったかな。

○議員（7番 是石 利彦君） なかったでしょ。何を言いよるんですか。これは議長が議員の要望でもらってくれたんですよ。今までこういうことなかったんですが、今度、追加予算に資料3と4としてつけていただいたんです。これ初めて見るんです。（発言する者あり）もらってないよ。

○議長（若山 征洋君） やったやらんより、説明は受けてないですか。

○議員（7番 是石 利彦君） 受けてないです。だから、とりあえず、今ここに提出された資料ナンバー3にちょっと質疑があったから答えていただきたいと思いました。これ、いかんの。何かまずいですか。

○議長（若山 征洋君） ちょっと待ってください。暫時休憩します。11時5分まで。

午前11時01分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

資料ナンバー3の3ページをごらんください。第3工区の1ということで黒く塗った部分がございます。この部分、全部が施工区分でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。先ほど、当初予算、当初予算という説明があつてますので、ちょっとそこからもう一点聞きたいんですが、今回の3工区の1、3工区の2ということ当年初予算のときには説明をしております。今回は解体と建設が合わさった契約になっています。3工区の1のほうも解体と建設、3工区の2のほうも解体と建設。普通、常識で考えると解体と建設を分けるというならわかるんです。こういうふうに分けた、何か理由というのがあるんでしょうか、お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

解体に続き、建設いたすものでございますので、コスト削減のために、こういうようにしております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） もう一個です。先ほどから図面の話を皆さんがされてるので、ちょっと私、今回の図面を見て1つ思ったのが、3工区の2のほうですが、以前に説明を受けたときの配置図と若干違うんです、駐車場が。3工区の2よ。

○議長（若山 征洋君） 山本議員、3工区1が議題や。

○議員（2番 山本 定生君） そうか、ごめん。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど、最低制限価格のことを設けない理由はって聞きましたら、1円でも安く上げたいという理由でした。公共事業を請け負った業者のもとで働く労働者の中にワーキングプアが広がってるという状況を聞いております。つまり、かなり安く落とすので、そのしわ寄せは下請とかの末端で働く労働者にいくってことです。こういった状況の発生を防ぐために公契約条例を設定している自治体もあります。本町では公契約条例がありません。こうしたことを防ぐ方法として、最低制限価格が設けられるべきだと私は考えます。その設けられていないという理由で反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 賛成多数であります。よって、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、議案第34号工事請負契約の締結について（吉富町宮山王団地解体・建設工事（第3工区の2））を議題といたします。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、先ほど3工区の1のところで間違えて聞いてしまいました。

先ほど言ったように3工区の2の分の図面で、今回、黒く塗られているのははっきりとはわかりませんが、多分これは駐車スペースではなかろうかなというふうに思うんですが、以前もらっている図面であれば、各2LDKの前に2台分の駐車スペース、そして予備スペースのようなものが2台の計8台だったと思うんです。今回は、こちらの形になっているようなので、今回、何台、これは駐車スペースがあるんでしょうか。そして、各1戸に対する割り当ては何台になっているんですか。ちょっとそこら辺、教えてください。

○議長（若山 征洋君） 質問の対しての答弁は。答弁ありませんか。

暫時休憩をいたします。再開は11時20分からです。

午前11時13分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

駐車スペースでございますが、第3工区の2につきましては9台の駐車スペースがございます、1戸当たり2台の駐車スペースを準備させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この議案34号に対しても、最低制限価格については、先ほどと同じような答弁でしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 同様でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この議案に対しても、先ほどと同じ理由で反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 議員席5番、横川です。まず、この契約の締結について一刻も早く進めていただいて、早期の完成を望んでおります。

理由の一つとして、解体工事の中の住民の方が一刻も早い住まいを求めていること、第2に、先ほどの33号の契約の締結についても関連するんですが、裏の今吉墓地の整地計画があります。これは住民負担の軽減からも、この両方の整備計画が早くできますように、一刻も早い完成を望んでやみません。住民負担の軽減からも早い整備を求めます。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第34号工事請負契約の締結については原案のとおり可決することに決定しました。

執行部は退席されて結構です。お疲れさまでした。

日程第6. 意見書第1号 「安全保障関連法案の審議に当たり慎重な取扱いを求める意見書」 (案)

○議長（若山 征洋君） 日程第6、意見書第1号「安全保障関連法案の審議に当たり慎重な取扱いを求める意見書」（案）についてを議題といたします。

事務局に意見書案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（守口 英伸君） 意見書第1号「安全保障関連法案の審議に当たり慎重な取扱いを求める意見書」（案）。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提出議員に提案理由の説明を求めます。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議席2番、山本です。安全保障関連法案の審議に当たり慎重な取扱いを求める意見書。

去る平成27年5月15日、内閣から集团的自衛権の行使を限定的に容認する内容を含んだ安全保障関連法案が国会に提出されました。この法案は、複雑で変容しつつある国家安全保障上の課題に対処し、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守るといった国家としての責務を果たすべく、政府内で検討が重ねられてきたものとされています。現在、その法案を審議する国会のみならず、安全保障問題について多くの議論と意見が交わされ、法案自体の評価もさまざまとなっております。

よって、国においては安全保障関連法案の取り扱いに当たり、国民一人一人に焦慮と不安を抱かせることのないよう、また、日本国民の将来にとって最善の選択が導かれるよう、今国会において慎重かつ十分な審議を尽くすことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本意見書案に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第1号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第1号は原案のとおり可決することに決しました。

----- . ----- . -----

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期定例会に付議された議案は、全て議了いたしました。

これをもって、平成27年第2回吉富町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時29分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年 6月23日

議 長

署名議員

署名議員